

T&M通信

～税務と経営～

2018年6月号

今月の経営チェックポイント✓

- 住民税の特別徴収（給料からの天引）額が平成 30 年分になります。
- 住民税の普通徴収の方の第一期分の納付期限は 6 月末日です。
- 6 月、7 月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 当事務所におきましてもクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願い致します。



納税期限スケジュール

- 所得税の予定納税額の通知と納付
原則として前年に 15 万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は 6/15 までに税務署から通知があります。
第 1 期納付期間：7/1～7/31（振替日：7/31）
第 2 期納付期間：11/1～11/30（振替日：11/30）
- 所得税の予定納税額の減額申請
予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。申請期限：7/17
- 労働保険の申告・納付
労働保険の加入事業所は平成 29 年度の確定労働保険料と平成 30 年度の概算労働保険料の申告と納付が必要です。申告納付期間：6/1～7/10

着眼点 「日大アメフト問題を考える」

税理士 田中 彰

日本大学と関西学院大学のアメリカンフットボールの試合中に起きた日大選手のアンフェアなタックルにより関学大選手が負傷退場した事件が大きな問題となっています。単にアメリカンフットボールやスポーツの問題にとどまらず、日本社会の問題にまで拡散している感があります。ここに至ったトップマネジメントの在り方が、組織や社会の課題とオーバーラップしているからでしょう。

私もこの事件に非常に関心があります。小さな組織ではありますが長たる責任者として、監督の対応について考えさせられます。私はこの監督と同世代であり、私たちの世代が受けた指導と今の選手や社員への指導との間で、時代錯誤に陥りそうな年頃で、他人事と看過できない気がしています。そこで、今回の問題を二つの視点から考えてみます。

第一に、事態が起こってからの対応についてです。良くない事態が発生した場合の対応、「危機管理」と言われるものです。今回の日大監督の危機管理は、非常に拙かったと言わざるをえません。雲隠れに始まり、遅れての弁明会見などマスコミを通じて風評被害を増長させる結果となりました。けがを負った関学大の学生や大学、けがを負わせた日大の学生や大学の怒りを誘い、最悪と思える結果となりました。一旦、事が起きてしまえば避

けようとせず、正面から解決に向けて尽力する潔さがトップリーダーには必要であり危機管理の鉄則であると改めて思い知らされました。

第二には、このような事態に至った原因についてです。原因とは、経営問題でも同じですが「真因」（表面的な原因ではなく深層原因）を解決できないと事態は再発します。20年程前 PHP 研究所の「経営コンサルタント養成講座」で講師の竹原義郎先生から経営課題の真因分析について講義を受けたことがありました。まず、見方が重要であり、見方には五つあって「見視診看観」、単に見るだけでなく視察・診察・看察・観察することが重要だと言われました。今回、このような事態が起こってしまった真因は何だったのでしょうか。監督の勝利至上主義？自身の名声？大学の名声？それとも関学大に対する敵対心？第三者委員会も立ち上がり、事態を観察し深層原因が究明される事を期待します。

日大選手が自ら判断出来ぬほど追い込まれたのは何故でしょう。経営者は仕事において時に社員に業務改善を求めることがあります。社員の行動が要望に達していなければ何らかの方法で改めさせようとしますが、社員が盲従や反発に陥り顧客の信頼を失墜する結果になれば、その指導方法は誤っていたという事になります。トップリーダーは社員に対しても「視診看観」察の目を持って指導にあたるのが重要だと思います。

●小規模宅地の特例の改正について

平成 30 年度の税制改正により特定居住用宅地等の特例の要件が変わりました。特定居住用宅地等の特例の適用が受けられるとその土地の評価額が 8 割減額できるため、相続財産としてはその土地の 2 割の評価額にできるという特例です。

改正前の特定居住用宅地等の特例の要件は、相続開始前 3 年以内に日本国内にある自己又は配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと。いわゆる「家なき子」要件だったのですが、改正後は「①相続開始前 3 年以内に自己又は配偶者及び 3 親等内の親族、関係する同族会社等の所有する家屋に居住したことがないこと。②相続開始前に居住していた家屋を相続前に所有していないこと。」となりました。

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。色々と法律の抜け道を策する事に対して、細かな網を被せたようです。今回の改正は厳しい改正となりました。

(文責：田中 恵子)

●事業承継税制の特例の創設

調査会社東京商工リサーチによりますと、2016 年の 1 年間で 2 万 9 千件もの企業が廃業・休業しており、その主な要因として後継者問題、経営者の世代交代がうまく進んでいない状況が見られます。

この状況を踏まえ、平成 30 年より企業の代替わりを促進する観点から事業承継税制の要件の緩和を含む拡充が行われています。内容としては①対象株式数・猶予割合の拡大②承継パターンの拡大③雇用要件の弾力化④減免制度の創設、といったもので、従来よりも税負担を軽減し、承継しやすくなるような設計となっています。

特例の適用にはいくつかの要件がありますが、活用できる企業にとっては有用な制度ですので一度ご確認してみてくださいはいかがでしょうか。

(文責：亀元 祐希)